

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業  
最新情報便 Vol.4

---

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により  
やむを得ず臨時休業される事業所様へ  
計4枚（本紙を除く）

---

令和2年3月18日  
武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課

事 務 連 絡  
令和2年3月18日

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号訪問・通所事業所の管理者 殿

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により  
やむを得ず臨時休業される事業所様へ（依頼）

このことについては、先般東京都から各事業所（東京都が指定している事業所に限る。）宛て、別紙（ホームページ掲載文）のとおり情報提供があったものと承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、やむを得ず臨時休業される第1号事業所様におかれましては、指定権者である東京都に加え、本市に対しても下記の連絡先へ御連絡くださいますようお願いいたします。なお、その場合は東京都と同様に事業の休止届は必要ありませんので申し添えます。

また、臨時休業に当たっては、別添の「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課外連名事務連絡）の内容に準じて、十分に御留意いただき、御対応くださいますようお願いいたします。

連絡先

高齢福祉課地域包括ケア係 稲葉、木嶋

電話 042-590-1233

FAX 042-562-3966

メール [kourei-4@city.musashimurayama.lg.jp](mailto:kourei-4@city.musashimurayama.lg.jp)

## ＜新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず 臨時休業される事業所様へ＞

（令和2年3月16日）

※東京都指定の居宅サービス事業所が対象です。

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。しかし、学校等の休業に伴う人手不足又は感染防止を理由として、社会福祉施設等の設置者等の判断により、やむを得ず自主的に臨時休業（以下「臨時休業」という。）する場合は、東京都の下記連絡先まで御一報ください（電話・メール・FAXいずれでも構いません。）。この場合は「休止届」の提出は不要です。

なお、臨時休業にあたっては、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）の内容に準じて、以下に十分に御留意いただき、御対応くださいますようお願いいたします。

### 【御留意いただく事項】

#### ○ 利用者への丁寧な説明

臨時休業する事業所は、居宅介護支援事業所等と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行ってください。

#### ○ 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所と連携して、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携し、適切なサービスの提供を確保してください。

### 【事業所の事業継続のための対策】

#### i 介護報酬算定の特例

通所介護が臨時休業している場合においても、利用者等の意向を確認した上で、居宅を訪問して、サービスの提供を行った場合、通所介護の報酬区分で報酬請求が可能となっております。

#### ii 独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対する融資の支援があります。

#### iii 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には、雇用調整助成金による支援があります。

[（参考）介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について](#)

[（令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡）](#)

※外部リンク

### 【連絡先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 26階北側

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課介護事業者担当

電話：03-5320-4274 FAX 番号：03-5388-1425

E-mail：[mbx\\_kjt@section.metro.tokyo.jp](mailto:mbx_kjt@section.metro.tokyo.jp)

事務連絡  
令和2年3月6日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

#### 介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について

社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の利用者等（社会福祉士施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の取扱いについては、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルスの感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）においてお示ししてきたところです。今般、名古屋市が市内2区の通所介護事業所等に対し休業要請を実施したことを受け、改めてこれらの取扱いについて周知を徹底するとともに、介護サービス事業所に休業を要請する際には以下の点に十分留意した上で御対応いただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 感染拡大の防止

都道府県等は、公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断すること。

## 2 利用者への丁寧な説明

休業する事業所や居宅介護支援事業所は、保健所と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

## 3 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

## 4 事業所の事業継続

事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の取扱い等を事業所へ周知すること。

### i 介護報酬算定の特例

休業の要請を受けて休業している場合においても、都道府県等と相談し、また利用者等の意向を確認した上で、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1のとおり、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能であること。

### ii 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対する融資における、償還期間、貸付利率の優遇措置により支援を行っていること。

### iii 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には、雇用調整助成金による支援を行っていること。

(参考)

- ・「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルスの感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601680.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601693.pdf>

- ・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

<https://www.wam.go.jp/>

- ・「独立行政法人福祉医療機構 相談窓口」

[ 融資相談 ]

福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係（TEL:03-3438-9298）

NPOリソースセンター NPO支援課（TEL:03-3438-4756）

大阪支店 福祉審査課 融資相談係（TEL:06-6252-0216）

[ 返済相談 ]

顧客業務部 債権課（TEL: 03-3438-9936）

- ・「雇用調整助成金」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604077.pdf>

(問合せ先)

(認知症対応型通所介護等)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL：03-5253-1111（内線3975、3973）

(施設サービス)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL：03-5253-1111（内線3929、3971）

(通所リハビリテーション・短期入所療養介護等)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL：03-5253-1111（内線3948、3949）

(通所介護・短期入所生活介護等・その他全般)

○厚生労働省老健局振興課

TEL：03-5253-1111（内線3937、3979）